

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項の規定により準用される同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和 7 年 10 月 22 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 イオン札幌元町ショッピングセンター
所在地 札幌市東区北 32 条東 15 丁目外
- (2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名、住所及び代表者の氏名
名 称 三菱 UFJ 信託銀行株式会社
住 所 東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 5 号
代表者 代表取締役 窪田 博
- (3) 変更しようとする事項
駐車場の自動車の出入口の数及び位置 届出書のとおり
- (4) 変更する年月日
令和 7 年 11 月 5 日
- (5) 変更する理由
駐車場の効率化を図るため。

2 届出年月日 令和 7 年 10 月 10 日

3 届出及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 札幌市役所本庁舎 2 階 市政刊行物コーナー

縦覧期間 令和 7 年 10 月 22 日～令和 8 年 2 月 23 日

（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）

（午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分（午後 0 時 15 分～午後 1 時までを除く）

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から四月以内（令和 8 年 2 月 23 日まで）に限り、札幌市に対して、意見書の提出によりこれを述べるすることができます。